

1 事業者が実施すべき事項

- ① 事業場で使用する**全てのリスクアセスメント対象物**について、**危険性又は有害性を特定**し労働者が当該物に**ばく露される程度を把握**した上で、**リスクを見積もります**。
- ② 濃度基準値が設定されている物質について、**リスクの見積りの過程**において、労働者が当該物質に**ばく露される程度が濃度基準値を超えるおそれがある屋内作業**を把握した場合は、**ばく露される程度が濃度基準値以下であることを確認するための測定**（以下「**確認測定**」という。）を実施します。
- ③ ①及び②の結果に基づき、危険性若しくは有害性の低い物質への代替、工学的対策、管理的対策又は有効な保護具の使用という**優先順位に従い**、「**労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度とすること**」を含め、必要な**リスク低減措置を実施**します。その際、濃度基準値が設定されている物質については、労働者が当該物質に**ばく露される程度を濃度基準値以下**としなければなりません。

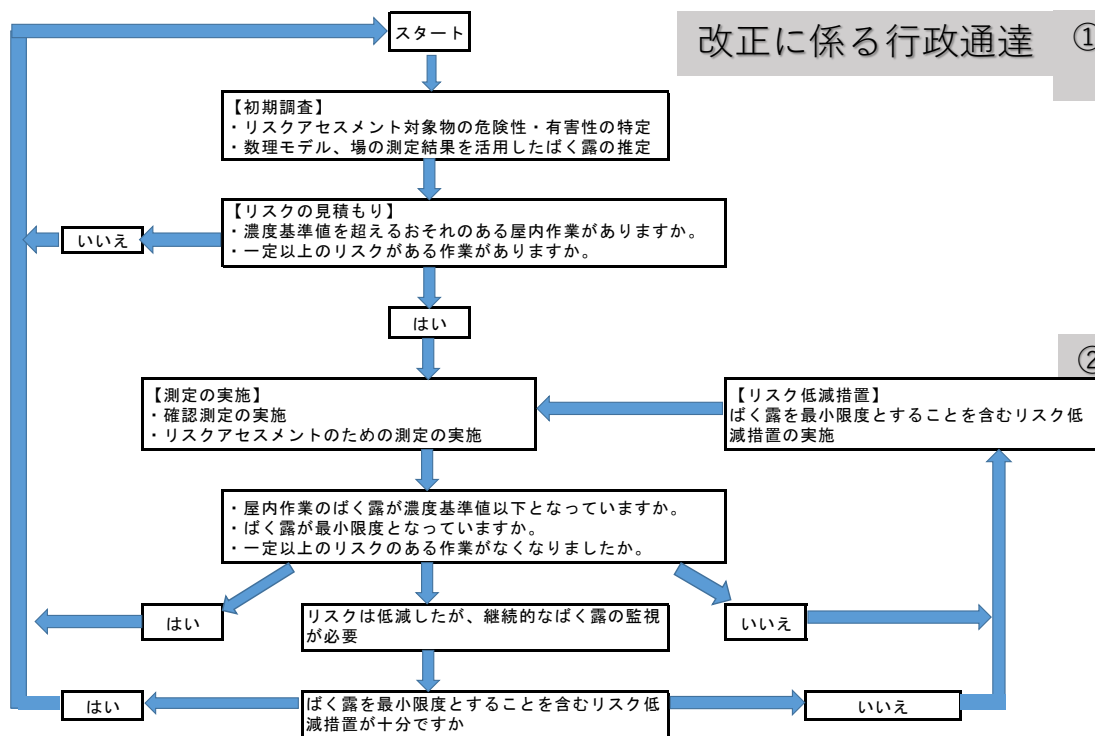
※ **発がん性が明確な物質**については、長期的な健康影響が発生しない**安全な閾値である濃度基準値の設定が困難**であるため、**濃度基準値は設定しない**が、事業者は、危険性又は有害性の低い物質への代替、工学的対策、管理的対策、有効な保護具の使用等により、これら物質に**ばく露される程度を最小限度**としなければなりません。

指針の主な項目

- ① リスクアセスメント及びその結果に基づく労働者のばく露の程度を濃度基準値以下とする措置等を含めた**リスク低減措置**
 - ② 確認測定の対象者の選定及び実施時期
 - ③ 確認測定における試料採取方法及び分析方法
 - ④ 濃度基準値及びその適用
 - ⑤ **リスク低減措置**
- 「リスク低減措置」については、以下 **3** を参照してください。

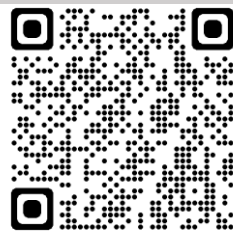


2 濃度基準値等を含めたリスクアセスメント実施の流れ

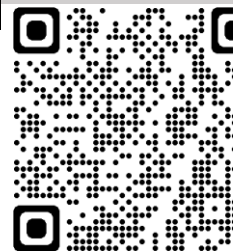


改正に係る行政通達

①：令和5年4月27日
基発0427第2号



②：令和5年4月27日
基発0427第3号





参考資料①：～リスクアセスメント対象物製造事業場向け～化学物質管理者講習テキスト

① 危険性に対するリスク低減措置検討・実施の順番

表1 リスク低減措置の種類（優先順位）

優先順位	リスク低減措置の種類	説明
1	(A) 本質安全対策	<ul style="list-style-type: none"> 危険性若しくは有害性が高い化学物質等の使用の中止又は危険性若しくは有害性のより低い物への代替 化学反応のプロセス等の運転条件の変更、取り扱う化学物質等の形状の変更等による、負傷が生ずる可能性の度合又はばく露の程度の低減
2	(B) 工学的対策	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質等に係る機械設備等の防爆構造化、安全装置の二重化等の工学的対策又は化学物質等に係る機械設備等の密閉化、局所排気装置の設置等の衛生工学的対策
3	(C) 管理的対策	<ul style="list-style-type: none"> 作業手順の改善、マニュアルの整備、教育訓練・作業管理等の管理的対策
4	(D) 保護具の着用	<ul style="list-style-type: none"> 安全靴、保護手袋など個人用保護具の使用

化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（**化学物質リスクアセスメント指針**）の第10項には、表1の優先順位でリスク低減措置を検討することとされています。

(A)→(B)→(C)→(D)の順番は、より信頼性が高いリスク低減措置から順番に実施するとよいことを意味しています。

(A)本質安全は本来、危険性が低い状態で作業することができる条件（環境）の構築を目的とした対策です。

(B)の工学的対策と(C)管理的対策では、機械的に（自動的；作業者の判断を要しないで）実施する動作する方策は、作業者（人）が実施する方策よりも信頼性が高いということを意味しています。

(D)は火災・爆発等の発生を防ぐための方策ではなく、あくまで作業者を保護する（火災・爆発等の災害から身を守る）ことを目的としています。

ワンポイント解説（保護具について）

「(D)保護具の着用」は最も低い優先順位ですが、現場では非定常なトラブル（漏洩等）が起こる可能性もあることから、労働者保護（労災防止）のために保護具を着用することは、極めて重要な方策とも言えます。

② 健康有害性に対するリスク低減措置の検討・実施の順番（衛生工学的対策）

- 有害性の低い物質への代替化
- 有害な化学物質の拡散を抑える、もしくは作業者が取り扱わないようにする（例：ロボットを利用して作業の自動化）
- 衛生工学的対策（機械設備等の密閉化、局所排気装置の設置等）

③ 個人用保護具

今回の法令改正において、新しく安衛則 577 条の 2 第 2 項が設けられ、濃度基準値が設定されているものについては当該化学物質へのばく露が濃度基準値以下としなければならない、濃度基準値のない化学物質については当該化学物質へのばく露を最小限にしなければならないとされました。

しかし、今回の安衛則では、**呼吸用保護具を適切に選択・装着して、労働者の呼吸域の化学物質濃度を濃度基準値以下にすることも対応策として認められています。**（※1）

これまではリスクアセスメントの結果を考慮して、まず表 1 の優先順位でリスク低減措置を検討します。

それらの検討で十分なばく露低減が達成できない場合には、作業者の吸入ばく露を低減するために呼吸用保護具を使用する、段階的なアプローチが原則でした。

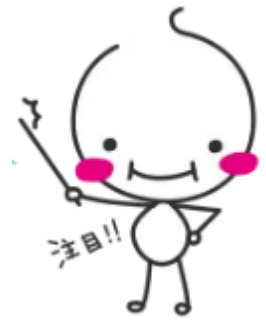
今回の改正では、「**呼吸域のばく露濃度が濃度基準値以下であること**」が求められており、その判断の過程においては呼吸用保護具を適切に選択・使用されることにより達成することも可能としています。

ただし、呼吸用保護具を適切に使用するためには訓練が必要であり、本質安全化、化学物質対策等の信頼性と比較して、呼吸用保護具は最も低い優先順位であることを、**化学物質管理者**は理解しておく必要があります。

※1 実際に呼吸用保護具の内側の濃度の測定を行うことは困難であるため、労働者の呼吸域の濃度を呼吸用保護具の指定防護係数で除して、呼吸用保護具の内側の濃度を算定します。

「個人用保護具選定の基本的な考え方と、呼吸用保護具の選定に際しての定量的な考え方について」の主な項目

- 1 保護具選定に際して考慮すべき点
- 2 保護めがね等眼や顔面の保護具
- 3 保護手袋
- 4 防護服と保護靴
- 5 呼吸用保護具
 - (1) 呼吸用保護具の種類
 - (2) 呼吸用保護具の選択方法
 - (3) 指定防護係数を考慮した呼吸用保護具の選定
 - (4) フィットテスト



母性保護のための「女性労働基準規則」では、妊娠や出産・授乳機能に影響のある化学物質については、作業環境測定の結果の評価により、第三管理区分に区分された屋内作業場における業務及び局所排気装置等のない作業場所で、呼吸用保護具の使用が義務づけられている業務が就業禁止の対象です。

④ 労働災害発生事業場への労働基準監督署長による指示

化学物質による労働災害が発生又はそのおそれのある事業場について、労働基準監督署長が、当該事業場における化学物質の管理が適切に行われていない疑いがあると判断した場合は、当該事業者に対し、改善を指示することができます。

改善の指示を受けた事業者は、遅延なく**化学物質管理専門家**（**化学物質管理者**とは異なるので注意）から、リスクアセスメントの結果に基づき講じた措置の有効性の確認及び望ましい改善措置に関する助言を書面にて受けた上で、1 か月以内に改善計画を作成し、労働基準監督署長に報告し、当該計画に従い改善措置を実施しなければなりません。

また、計画に基づき実施した改善措置の記録を作成し、**化学物質管理専門家**からの通知及び当該計画とともに**3年間保存**をしてください。

①化学物質の管理は適切に行われていない疑いありと判断、改善指示

事業場

労働災害の発生又はそのおそれあり

②リスクアセスメントの結果に基づき講じた措置等の有効性の確認及び望ましい改善措置に関する助言を求める

⑤改善計画に基づく改善措置の実施

④改善計画の作成・報告

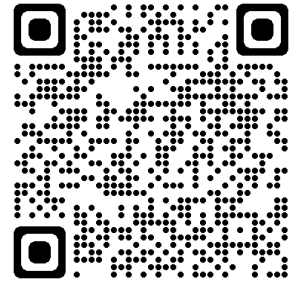
③②の確認内容及び望ましい改善措置の内容を書面により通知

労働基準監督署長

化学物質管理専門家

「化学物質管理専門家」の名簿について

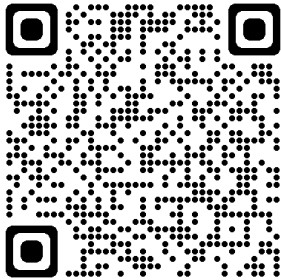
「化学物質管理専門家」の名簿は、公益社団法人 日本作業環境測定協会HPに掲載されていますので、ダウンロードをしてご確認ください。



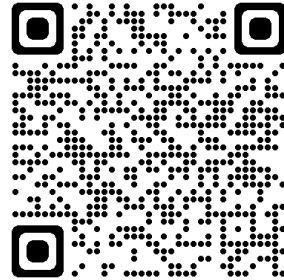
濃度基準値設定物質【アクリル酸エチル等67物質】について

安衛則第577条の2第2項の厚生労働大臣が定める物として、アクリル酸エチル等、67物質を定め、物の種類に応じて濃度基準値を定めた物質を**濃度基準値設定物質**と呼びます。

濃度基準値設定物質一覧



濃度基準値の適用に関する考え方等の資料



リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務

リスク低減措置を通じて、労働者のばく露を濃度基準値以下又は最小限度とし、労働者の意見を聴取してください。

危険性・有害性がある物質

ラベル・SDS・リスクアセスメント義務対象物質

リスク低減措置

- ① 代替物等の使用
- ② 発散源を密閉する設備、局所排気装置又は全体換気装置の設置及び稼働
- ③ 作業の方法の改善
- ④ 有効な呼吸用保護具の使用

労働者のばく露

最小限度とする努力義務

最小限度

濃度基準値以下

+

上記のリスク低減措置の内容及び労働者のばく露の状況について、**労働者の意見を聞く場**を設け、その記録作成と3年間の保存をしてください。（がん原性物質は30年間）

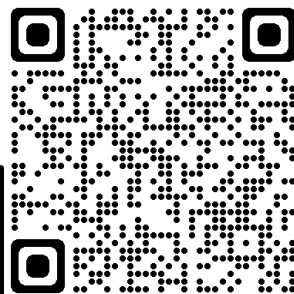
「自律的な管理」を実行する体制と必要な教育について

リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、譲渡提供する全ての事業場に**化学物質管理者**の選任が義務付けられ、その職務は次のとおりですが、これらすべてを**化学物質管理者**自身が実行する必要はありません。

化学物質管理者はこれらがスムーズに実行されるように管理することが求められています。

- 1 危険性・有害性の確認
- 2 リスクアセスメントの実施
- 3 ばく露防止対策
- 4 必要な記録保存 ※2
- 5 労働者の教育
- 6 労働災害対応

参考サイト：



また、**保護具着用管理責任者**は、**化学物質管理者**を選任した事業者のうち、ばく露防止対策として保護具を使う事業場には選任義務があります。

化学物質管理の教育は、職長や一般作業員にも拡大されます。

※2 参考資料①の(表1. 4)にある「化学物質管理者が行う記録・保存のための様式(例)(安衛則第12条の5)」などを参考にしてください。

新たな化学物質管理における事業場内の体制

令和6年4月1日施行

統括安全衛生管理者など

(リスクアセスメント対象物の製造事業者)

(左記以外の事業者)

(指示)

専門的講習の修了者から選任

選任要件なし※基礎的講習の受講を推奨

化学物質管理者 (選任義務化：全ての業種・規模)

(指示)

(指示)

職務

- ・ラベル・SDSの確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施
- ・リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施
- ・自律的な管理に係る各種記録の作成・保存
- ・化学物質に係る労働者への周知、教育
- ・ラベル・SDSの作成(化学物質を譲渡・提供する場合)
- ・化学物質による労働災害が発生した場合の対応

保護具着用管理責任者 (選任義務化)

※ばく露防止のために保護具を使用する場合

(指示)

職務

- ・呼吸用保護具、保護衣、保護手袋等の保護具の選択、管理等

職長

職長教育の義務対象業種の拡大 ※化学物質による労働災害の発生状況を踏まえて決定

(指示)

作業員

雇入れ時・作業内容変更時の危険有害業務に関する教育を全業種に拡大

質問 1: 「労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度とすること」の最小限度の目安は？

回答: ばく露濃度の最小限度の基準はありませんが、各事業場でリスクアセスメントを実施した結果を踏まえて、ばく露濃度を最小限に抑えていただくことが必要となります。

なお、日本産業衛生学会の許容濃度、ACGIHのTLV-TWA等が設定されている物質については、これらの値を参考にリスクアセスメントを実施し、ばく露濃度を最小限に抑える方法などの方法もあり、各事業場に応じた自律的な管理をお願いします。(参考資料②: No1-2-1 リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務)

質問 2: 濃度基準値設定物質に関しては、濃度基準値以下とすることが義務化されるが、濃度基準値以下であることを事業者はどのように確認すればよいか？

回答: 濃度基準値以下と判断する基本的な考え方として、「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」においては、

- ① 事業場で使用する全てのリスクアセスメント対象物について、危険性又は有害性を特定し、労働者が当該物にばく露される程度を把握した上で、リスクを見積もること。
- ② 濃度基準値が設定されている物質について、**リスクの見積りの過程**において、労働者が当該物質に**ばく露される程度が濃度基準値を超えるおそれがある屋内作業**を把握した場合は、**ばく露される程度が濃度基準値以下であることを確認するための測定**(以下「**確認測定**」という。)を実施すること。

とされています。確認測定の具体的な実施方法は、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針に記載されておりますので、そちらをご覧ください。(参考資料②: No1-2-3 リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務)

質問 3: 濃度基準値設定物質に関しては、濃度基準値以下とすることが義務化されるが、屋外作業場も同様の対応が求められるのか？

回答: 濃度基準値設定物質を濃度基準値以下とする義務は、屋内作業場を対象としているため、屋外作業場は対象外となります。ただし、屋外作業場であってもリスクアセスメントを実施し、ばく露を最小限とすることが必要となります。(参考資料②: No1-2-4 リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務)

質問 4: ばく露される程度の低減のために実施した措置の内容及び労働者のばく露状況について、労働者の意見を聴く機会を設けるとともに、記録を作成しなければならないが、どのような項目を記録すべきか？また決まった様式はあるか？

回答: ばく露される程度の低減のために実施した措置の内容及び労働者のばく露状況の記録は次の項目について作成すること求められます。

- ・リスクアセスメント対象物にばく露される程度を低減させるために講じた措置の内容
- ・労働者のばく露状況
- ・労働者の作業の記録(がん原性物質に限る。)
- ・関係労働者の意見の聴取状況



このうち、関係労働者の意見は、衛生委員会(労働者数50人未満の事業場は、労働安全衛生規則第23条の2に基づく意見聴取の機会)において聴くこととなり、当該衛生委員会又は意見聴取の機会ごとの記録を保存すれば足り、化学物質1つずつに対して意見聴取を行う必要はありません。

その他の事項については、取り扱った各物質に関する情報が判別できる形で記録を作成する必要があります。なお、法令で決まった様式は定められていませんので、上記項目を満たした上で、各事業者で作成・保存しやすい形式で管理してください。(参考資料②: No1-2-5 リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務)

記録の記載例(※3)

記録の記載例		二重線	濃度基準値設定物質	記録例
化学物質名	実施年月日	実施担当者	実施内容	結果
化学物質名	実施年月日	実施担当者	実施内容	結果
化学物質名	実施年月日	実施担当者	実施内容	結果

※3 化学物質リスクアセスメント指針の11(4)の記録については、安衛則第34条の2の8第1項の規定を満たしていれば、任意の様式による記録で差し支えないこと。なお、記録の一例として、改正に係る行政通達②の別紙4から「記録の記載例」抜粋

参考資料②: 化学物質による労働災害防止のための新たな規制(労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第91号(令和4年5月31日公布))等の内容)に関するQ&A

